

「島根県社会的養育推進計画(素案)」に関する意見募集について

島根県では、子育てに不安や困難を抱える家庭への支援や、家庭での養育が困難なこどもの最善の利益を実現するため、県(児童相談所)、市町村、里親、施設等の養育環境の整備や支援の強化を図り、こどもの意見を尊重できる支援を進めるため、「島根県社会的養育推進計画」の策定を進めています。

この計画の策定に当たって、県民の皆様のご意見を募集します。

記

1 募集期間

令和6年12月17日(火)から令和7年1月10日(金)まで

2 計画(素案)の公開場所

・島根県青少年家庭課、ホームページ

「2次元コード」



・県政情報センター、県政情報コーナー

・各児童相談所(隠岐相談室含む)

3 ご意見の提出方法

インターネット、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法でお送りください。

電話によるご意見は受け付けておりませんので、ご了承ください。

・インターネット(しまね電子申請サービス)

「2次元コード」



・郵送:〒690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県健康福祉部青少年家庭課

・ファクシミリ:0852-22-6045

・電子メール:jidogyakutai@pref.shimane.lg.jp

必ず件名「島根県社会的養育推進計画」をご記入ください。

いずれの場合も令和7年1月10日到着分までとさせていただきます。

4 ご意見の取扱い

- ・お寄せいただいたご意見は、十分に検討・考慮して「島根県社会的養育推進計画」を策定します。
- ・ご意見に対する個別の回答は行いませんが、後日、寄せられた意見の趣旨とこれに対する県の考え方を公表します。ただし、公表することにより、個人又は団体の権利その他正当な利益を害するおそれがある意見は、公表しません。また、意見を提出した個人又は団体が識別される情報または識別される可能性のある情報についても、公表しません。
- ・意見の募集は、具体的な意見をいただくことを目的としていますので、賛否の結論だけを示したもののや趣旨が不明瞭なものなどについては、県の考え方をお示しできない場合があります。